れぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1)　エネルギーの使用に係る原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝（(Ⓙ-1）×（Ⓚ-1）×（Ⓛ-1）×（Ⓜ-1）$)^{1/4}$　（％）又は

５年度間平均原単位変化（％）＝（ⓓ×ⓔ×ⓕ×ⓖ$)^{1/4}$　（％）

(2) 電気需要平準化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝（(Ⓙ'-1）×（Ⓚ'-1）×（Ⓛ'-1）×（Ⓜ'-1）$)^{1/4}$　（％）又は

５年度間平均原単位変化（％）＝（ⓓ'×ⓔ'×ⓕ'×ⓖ'$)^{1/4}$　（％）

２３ 特定－第５表は、例えば「(ロ）の理由」が「(イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。

２４ 特定－第６表は、事業者が工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

２５ 特定－第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

２６ 特定－第８表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

２７ 特定－第 10 表は、特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等をすべて記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「（指定区分の変更手続きが必要□）」欄に■印を付すこと。

２８ 特定 - 第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等をすべて記入すること。

２９ 特定－第 12 表及び指定－第 10 表の記入に当たっては、特定－第 12 表及び指定－第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

３０ 指定－第２表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第２に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

３１ 指定－第２表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定－第２表欄外に記入すること。

３２ 指定－第３表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

３３ 指定－第８表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第５条第１項第１号）に該当する場合は１、それ以外の工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は２について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

３４ 認定表－第２表、３表、４表、５表の記入に当たっては、特定－第２表、10、11 表、12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

様式第 22（第 58 条関係）

登録調査機関登録申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名　　印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第８４条の規定に基づき、次のとおり同法第８０条第１項の登録を受けたいので申請します。

確認調査の業務を行おうとする事業所	名称	
	所在地	
確認調査の業務を開始しようとする年月日		

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。